

国保・長寿医療制度の一部見直しのお知らせ

国民健康保険料の支払い方法の変更ができます

平成20年6月の高齢者医療見直しにより、国民健康保険料について、本年4月から年金の天引きにより支払われている人または本年10月から年金の天引きにより支払い予定となっている人について、次の要件を満たす場合は、口座振替による支払いが可能になります。

◆要件

- ①国民健康保険料について、年金天引きとなる前、引続き2年間滞納がないこと。（転入をされている場合は、前住所地における保険料納付状況を確認できる書類の提示を求められる場合があります。）
- ②事前に金融機関で、口座振替依頼を行われていること。
- ③これまで被用者保険の被保険

◆手続き

- ①事前に金融機関で口座振替依頼の手続きをお願いします。なお、既に特別徴取開始前に口座振替を利用されている人については、その旨、お申し出ください。
- ②受付開始
平成20年8月1日(金)
- ③受付場所
長門市役所国保年金医療係
各支所地域窓口係
- ④お持ちいただくもの
国民健康保険被保険者証
口座振替依頼書（ご本人控え）

国民健康保険高齢受給者証の更新について

現在、国保被保険者で70歳以上75歳未満の人がお使いの国民健康保険高齢受給者証は、負担割合判定の基準となる所得の対象年度が切り替わるため、8月1日を発効期日として更新されます。負担割合の判定基準は表1のとおりです。更新後の証は7月下旬に既に郵送しておりますが、次の内容についてご注意ください。

◆自己負担割合の見直し

医療機関等にかかったときの

表1 ■負担割合の判定基準

同一世帯に一定以上（課税所得145万円以上）の所得がある国保被保険者がいる人 【年取例】 ・単身世帯の場合（年金+給与収入） 383万円以上 ・2人以上世帯の場合（年金+給与収入） 520万円以上 ※ただし、課税所得145万円以上でも、年収が上記金額に満たない人は、長門市役所国保年金医療係又は各支所地域窓口係へ申請することにより1割負担になります。	現役並み所得者 現行3割負担
上記以外の国保高齢受給者	現行1割負担 (平成21年4月からは2割)

し書きを表示しています。
2割（平成21年3月31日までは1割）

◆長寿医療制度により新たに現役並み所得者へ移行する人へ

配偶者等が長寿医療制度に移行し国保単身世帯になった人

長寿医療制度の見直しについて

◆平成20年度における保険料の負担軽減措置

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料の負担軽減措置として、当初は均等割のみであったものが所得割も軽減されることになりました（下表）。これについての手続き等は不要です。

◆見直し軽減措置による保険料の変更の時期

7月に送付しています保険料納付書の金額は、今回の見直しは反映されていません。軽減見直しに該当する人には保険料を再計算し、8月以降に変更通知書を郵送します。

◆見直し後の保険料の軽減

見直しの対象	内 容	
	当 初	見直し後
均等割額	7割軽減	一律8.5割軽減
所得割額	軽減なし (被用者保険の被扶養者であった人を除く)	一律5割軽減

長寿医療制度保険料の支払い方法の変更ができます

で、今回の判定で新たに現役並み所得者となった場合は、移行された旧国保被保険者も含めた収入が520万円未満の場合に限り、高額療養費の自己負担限度額が一般適用となります。このため、高齢受給者証の「一部負担金の割合」の欄は、次のとおり、ただし書きを表示しています。

3割 ※自己負担限度額「一般」適用

◆長寿医療制度の対象となる人へ

75歳を迎え、新たに長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入される場合は、それまでが有効期限となります。

長寿医療制度の保険料について、今年4月から年金の天引きによりお支払いされている人または今年10月から年金の天引きによりお支払いされる予定の人のうち、次のいずれかの要件を満たす場合は、事前に金融機関の窓口にて保険料の口座振替の手続きをされ、「ご本人控え」をお持ちの上、申し出されることにより、口座振替によるお支払いに変更することが可能です。

- ①国民健康保険料を確実に納付していた人（本人）が口座振替により納付する場合
- ②世帯主又は配偶者がいる人（年金収入が180万円未満の人）で、その口座振替により納付する場合

- ①平成20年8月15日(金)までにお申し出の場合は、要件審査後、9月から普通徴収（口座振替）に切り替え、10月以降の年金天引きを中止します。それ以降は、順次、社会保険庁等の年金保険者へ特別徴取中止依頼が行える月分の切り替えを受け付けます。
- ②口座振替による徴収ができなかった場合は、特別徴収に切り替えます。

※申し出は本庁市民課国保年金医療係、各支所地域窓口係、各出張所で受け付けます。

市民課 国保年金医療係
TEL 23-11143
TEL 23-11129
または、